

I 麻薬の年間報告及び麻薬取扱者免許申請について (麻薬小売業者)

麻薬年間報告

1 報告義務者

令和8年9月30日現在、麻薬小売業者の免許を有する者。又は、令和7年10月1日以降に麻薬業務を廃止した麻薬管理者等。

2 報告に必要なもの

- ・麻薬年間報告書 2部
- ・麻薬帳簿・麻薬譲渡証

(年間報告書と突合するために使用します。)

- ・印鑑 (その場で報告書を訂正する場合に使用します。)

※記載上の注意

- ① 報告対象期間は、令和7年10月1日から令和8年9月30日までの期間。
- ② 「期初在庫数量」は、昨年報告の「期末在庫数量」と一致すること。
- ③ 「受入数量」・「払出数量」は、麻薬帳簿、麻薬譲渡証及び令和8年9月30日現在の所有数量を確認のうえ記入してください。
- ④ 購入なし等で在庫実績がない場合も、「なし」と記入し、必ず報告してください。
- ⑤ 「麻薬免許番号」は、麻薬免許証を確認のうえ記入してください。
- ⑥ 「名称」は、施設の正式名称 (許可・届出時の名称) を記入してください。
- ⑦ 「氏名」は、麻薬小売業者の氏名 (法人の場合は法人名) を記入すること。
- ⑧ 麻薬廃棄届に基づいて麻薬を廃棄した場合は、「備考」に廃棄届出年月日、廃棄年月日を記入してください。
- ⑨ 麻薬の品名欄には含有量、容量まで記載してください。
例) フェントステープには1mg、2mg等の含有量の異なる製品があります。

麻薬免許（継続）申請

1 免許継続申請該当者

麻薬免許番号は、24 ではじまる 6 桁の数字となっています。

継続申請を行わないと、令和 8 年 12 月 31 日で免許の期限が切れます。無免許での麻薬の取扱いは、罰則の対象です。

2 申請に必要なもの

- ・麻薬免許申請書 2 部
- ・診断書 2 部（1 部は写しで可。法人の場合は、麻薬関係業務を行う役員全員分）
- ・法人の場合は、麻薬関係業務を行う役員についての組織図 2 部
- ・申請手数料 麻薬小売業者 3,900 円（佐賀県収入証紙）

※記載上の注意

① 「麻薬業務所の名称」は、施設の正式名称(許可・届出時の名称)を記入してください。

② 「許可又は免許の番号」には、薬局の許可番号を、「許可又は免許の年月日」には、許可の有効期間の開始日を記入してください。

③ 「欠格条項」は、該当事項がない場合は「なし」又は「全員なし」と記入してください。

※有効期限が切れた免許証は、令和 9 年 1 月 15 日までに返納届に添付して、各保健福祉事務所に提出してください。

令和8年麻薬年間報告、麻薬施用者・管理者免許継続申請等受付日程

受付 日	受付時間	地 区	受付場所
10/5 (月)	10:00～12:00 13:00～16:00	佐賀市(薬局等)、多久市	佐賀中部保健福祉事務所 本館1階会議室
10/9 (金)	10:30～12:00 13:00～15:30	伊万里市、西松浦郡	伊万里保健福祉事務所 別館大会議室
10/16 (金)	10:30～12:00 13:00～15:30	唐津市、東松浦郡	唐津保健福祉事務所 2階大会議室
10/19 (月)	10:30～12:00 13:00～15:30	武雄市、杵島郡	杵藤保健福祉事務所 2階大会議室
10/21 (水)	10:30～12:00 13:00～15:30	鹿島市、嬉野市、藤津郡	杵藤農林事務所(鹿島新世紀センター)4階会議室
10/23 (金)	10:00～12:00 13:00～16:00	佐賀市(病院等)、小城市	佐賀中部保健福祉事務所 本館1階会議室
10/26 (月)	10:30～12:00 13:00～15:30	鳥栖市、三養基郡	鳥栖保健福祉事務所 別館 第1会議室
11/6 (金)	10:00～12:00 13:00～16:00	神埼市、神埼郡	佐賀中部保健福祉事務所 本館1階会議室

該当日時等に都合がつかない場合は、他地区での受付も可能です。

なお、佐賀中部保健福祉事務所の駐車場には限りがありますので、佐賀総合庁舎の駐車場もご利用ください。また、上記日程以外で麻薬年間報告を届け出られる場合は、薬務課へ事前連絡の上ご持参ください。